

函 港 管

令和3年（2021年）3月24日

経済建設常任委員会委員 様

港 湾 空 港 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり参考配付いたします。

記

- 函館港クルーズ船受入協議会配付資料について

(港湾空港部管理課)

第1回 函館港クルーズ船受入協議会 次第

日時：令和3年3月24日（水）14：40～

場所：函館市国際水産・海洋総合研究センター1階 大会議室

- 1 開 会
- 2 会長挨拶 函館市 港湾空港部長 田 畑 聡 文
- 3 函館港クルーズ船受入協議会について（資料1，資料2）
- 4 国内クルーズ船の現状等について（資料3，資料4）
- 5 函館港に入港するクルーズ船に求める条件について（資料5，資料6，資料7）
- 6 その他
- 7 閉 会

《配付資料》

- 資料1 協議会規約
- 資料2 協議会名簿
- 資料3 国内クルーズ船の運航再開に向けた現状
- 資料4 国内クルーズ船社および受入他港の状況
- 資料5 函館港に入港するクルーズ船に求める条件（案）
- 資料6 補足資料の概要および本体
- 資料7 国内クルーズ船受入までの今後の流れ
連絡先名簿作成について

《参考資料》 ※参考資料については省略します。

- ① 外航クルーズ船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第二版・令和2年10月23日／一般社団法人 日本外航客船協会）
- ② クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における感染拡大予防ガイドライン（第二版・令和2年10月23日／公益社団法人 日本港湾協会）
- ③ 当分の間におけるクルーズ船の寄港受入に際しての留意事項等について（国土交通省）

函館港クルーズ船受入協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は、函館港クルーズ船受入協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、函館港のクルーズ船受入において、関係機関と民間事業者の連携により、住民およびクルーズ船の旅客等の安全を確保することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) クルーズ船の受入に係る合意の形成
- (2) クルーズ船の受入に係る意見交換
- (3) 事案発生に備えた協力・連絡体制の確立
- (4) 想定を超える事態が生じた場合の緊急対策に係る意見交換
- (5) その他必要な事項

(定義)

第4条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クルーズ船 レジャーを目的とした、船旅で宿泊を伴う船舶であって、函館港において旅客等の乗船または下船を伴うものをいう。
- (2) 事案 クルーズ船内において、前港離岸時から函館港着岸までの間もしくは停泊中に、新型コロナウイルス感染症等（以下「感染症等」という。）の罹患者がいることが確認された場合もしくは強く疑われる場合をいう。
- (3) 想定を超える事態 クルーズ船内において、前港離岸時から函館港着岸までの間もしくは停泊中に、感染症等が著しく拡大した場合もしくはそのような状況が強く疑われる場合をいう。

(構 成)

第5条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員をおく。

会 長 1名

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し会務を総括するとともに、会議の議長を務める。

(協議会)

第8条 協議会は会長が招集する。

2 協議会は、その議事に関し必要がある場合は、構成員以外の者の出席を求めて意見を聴取すること、または小分科会を設けることができる。

3 協議会は、会長が適当と認めた場合には、書面または電子メールによる開催とすることができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、函館市港湾空港部内に置く。

(その他)

第10条 その他協議会の運営に関し、必要な事項は、構成員の合意を得て決定するものとする。

附 則

この規約は、令和3年3月12日から施行する。

函館港クルーズ船受入協議会 名簿

[行政機関]

	所 属	役 職
会 長	函館市	港湾空港部長
委 員	国土交通省 北海道開発局	函館開発建設部築港課長 函館開発建設部函館港湾事務所長
委 員	国土交通省 北海道運輸局	函館運輸支局首席運輸企画専門官(船員担当)(運航担当)
委 員	函館税関	監視部統括監視官(取締部門担当)
委 員	法務省 札幌出入国在留管理局	函館出張所長
委 員	厚生労働省 小樽検疫所	函館出張所長
委 員	農林水産省 横浜植物防疫所	札幌支所函館出張所長
委 員	農林水産省 動物検疫所	北海道・東北支所函館空港出張所長
委 員	北海道警察 函館方面本部	警備課課長補佐
委 員	北海道警察 函館方面 函館西警察署	警備課長
委 員	市立函館保健所	地域保健課長
委 員	函館市 病院局	管理部庶務課長
委 員	函館市 消防本部	救急課長
委 員	函館市	港湾空港部次長
オブザーバー	函館海上保安部	管理課長

[医療関係]

委 員	公益社団法人 函館市医師会	会長
-----	---------------	----

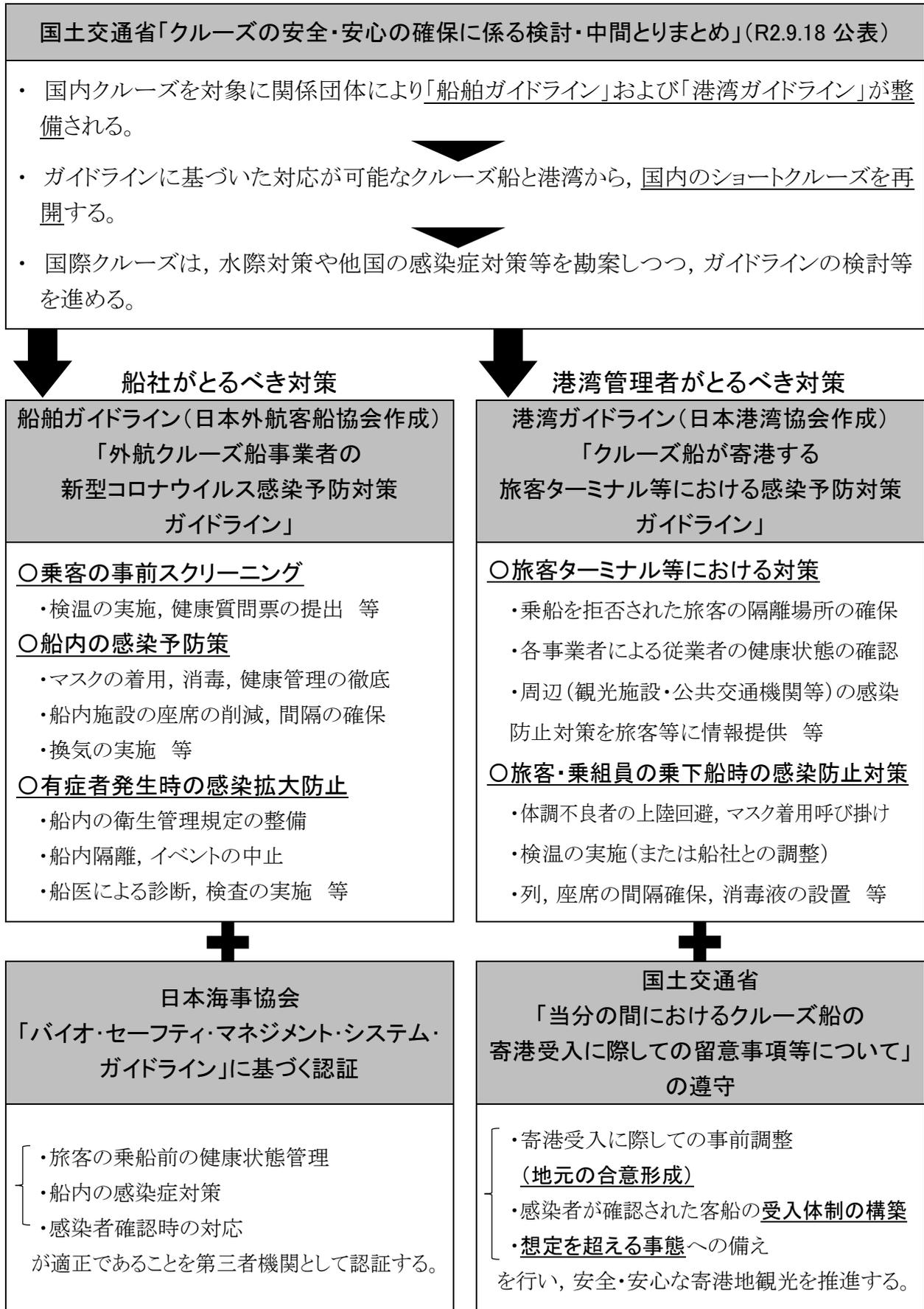
[船舶代理店]

委 員	共栄運輸株式会社
委 員	株式会社栗林商会
委 員	日本通運株式会社 道南支店
委 員	函館海運株式会社
委 員	株式会社函館国際貿易センター

事務局	函館市 港湾空港部 港湾空港振興課
-----	-------------------

国内クルーズ船の運航再開に向けた現状

●各ガイドライン等策定までの経緯・概要



●国内クルーズ船3社の現状

	飛鳥Ⅱ	につぼん丸	ぱしふいっくびいなす
運航会社	郵船クルーズ(株)	商船三井客船(株)	日本クルーズ客船(株)
運航再開日	R2.11.2	R2.11.2 (R2.10.25 にチャーター実施)	R2.12.5
主な感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> ・乗客定員の削減 ・乗船前のスクリーニング (サーモグラフィによる検温, 健康質問票の提出) ・乗客への手指消毒, マスク着用呼びかけ ・船内環境の変更 (座席数を削減し間隔確保, 船内空調システムを外気取入れへ) ・乗船カードや AI 機能搭載のサーモグラフィ等を活用して乗客の船内行動を記録(濃厚接触者の特定を容易にする) ・乗組員の健康管理の徹底(加えて, 乗組員は基本的に下船不可) ・船内検査の整備 		

●すでに受入を再開した他港の状況

(横浜・神戸など) 発着港	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインとは別に, 独自の条件やマニュアルを策定している。 ・「対応計画書」を提出させる等して, 船側の緊急連絡先や運航時の船内の感染症対策のほか, 感染者発生時の保健所への連絡方法などを事前に確認している。
寄港地	<ul style="list-style-type: none"> ・発着港に比べると, 簡易的な条件を策定している港が多い。 ・岸壁への一般見学者の入場については, 各港で対応が分かれている。セレモニーや歓送迎イベントの実施, 物販用のテント設置等についても, 船社と協議のうえ各港で判断している。

函館港に入港するクルーズ船に求める条件（案）

令和 年 月 日（初版）

函館港港湾管理者

本条件は、函館港におけるクルーズ船の安全・安心な受入を実現するため、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染拡大を防ぐ対策として、当面の間、函館港への入港を予定する国内クルーズを運航するクルーズ船社に対して函館港港湾管理者（以下「港湾管理者」という。）が求めるものである。

また、本条件は、各種ガイドライン等の改訂や国際クルーズの再開等、今後の状況の変化に応じて、適宜、必要な見直しを行うこととする。

- （一社）日本外航客船協会のガイドラインを遵守し、感染症対策を適切に講じていること。
- （一財）日本海事協会の「クルーズ船における COVID-19 のためのバイオセーフティ マネジメントシステムガイドライン」に基づく認証を取得していること。
- 寄港にあたっては、港湾管理者との事前調整を十分に行い、港湾管理者が求める情報提供に可能な限り応じるとともに、課題や疑問点が指摘された場合は、解決・解消に向け調整を行うこと。
- 函館市等の感染症発生状況を鑑み、港湾管理者が受入不可や一部制限付きの受入等が必要と判断した場合は、その求めに応じて航路変更等を含んだ調整を行うこと。
- 函館港を発着港として利用する場合は、乗客の受付時から最終港として下船するまで感染症対策を講じること。
- 次港を函館港として航行中の船内や函館港着岸後の船内外において、有症者や感染者が発生した場合は港湾管理者および市立函館保健所（以下「保健所」という。）に直ちに船内検査や隔離等の経過について情報提供を行うとともに、各種対応は保健所や港湾管理者等の指示に従うこと。
- 船内で大規模クラスター感染等が発生した場合は、保健所や港湾管理者等と調整のうえ、費用負担等も含め、各種対応を最大限行うこと。
- 入港前後を問わず、港湾管理者から着岸岸壁の変更指示がある場合は従うこと。また、感染症の対応のために出港が遅れた場合、それに伴って発生する港湾施設使用料は減免の対象とならないことを予め了承すること。
- 本条件のほか、函館港を発着港として利用する場合ははじめ、港湾管理者が状況に応じてクルーズ船社に求める内容については、別紙「補足資料」を参照し、対応に努めること。

補足資料の概要

- 「函館港に入港するクルーズ船に求める条件（案）」は、「条件本体」（資料5のとおり）および「補足資料」の2部構成となっており、「補足資料」は「1 岸壁予約時～入港前」、「2 運航中」、「3 有症者発生時」、「4 有症者の感染確定時」、「5 その他・共通事項」に分け、状況に応じて船社に求める対応等を記載しているほか、函館を発着港として利用する場合の「特記条件」を設定している。

1 岸壁予約時～入港前

○必要情報の提供

- 運航時の船内の感染症対策、緊急連絡先等について情報提供すること。（電話やメール等、提供方法は問わない。既存資料の提供でも可。）
- 同一年度に複数回の入港を予定している場合は、初回のみ提供。

○入港前の調整・情報共有等

- ア 入港に向けた調整** 函館市等の感染症発生状況を鑑みて、受入が困難と判断した場合はその求めに応じて航路変更等の調整を行うこと。
- イ 入港前の情報共有等** 入港1週間前に船内状況を報告するとともに、有症者や感染者が発生した場合、港湾管理者・保健所に直ちに連絡すること。

2 運航中

○下記感染症対策への取り組み

- ア 乗下船時のスクリーニング等の徹底**
- イ 社会的距離の確保**（乗下船時における、集合・下船時間の分散等）
- ウ 消毒・換気等の実施**

3 有症者発生時

○次港を函館港として航行中の船内や函館港着岸後の船内外における有症者発生時の対応

- 直ちに港湾管理者に連絡するとともに、船内でウイルス検査や隔離等を行うこと。
- 濃厚接触者の想定人数規模を把握し、情報提供を行うこと。
- 有症者の発生が着岸後の船外の場合は基本的に帰船させ、その際の移動手段の手配や費用負担は船社と乗客で調整すること。

4 有症者の感染確定時

○次港を函館港として航行中の船内や函館港着岸後の船内外における感染確定時の対応

- 感染確定時、直ちに港湾管理者・保健所に連絡し、その後は保健所の指示に従い対応すること。
- 船内クラスターの発生時、マスクの制御や、占有的に使用した施設等の消毒、乗客乗員への物資供給等、出港までの間に必要な措置に係る人員の派遣やその費用負担は船社が行うこと。

5 その他・共通事項

- 港湾管理者から着岸岸壁の変更指示がある場合は従うこと。感染症の対応のために出港が遅れた場合、それに伴って発生する港湾施設使用料は減免の対象とならないことを予め承すること。

《補足資料（案）》

以下は「函館港に入港するクルーズ船に求める条件（案）」（令和 年 月 日（初版））を「1 岸壁予約時～入港前」、「2 運航中」、「3 有症者発生時」、「4 有症者の感染確定時」、「5 その他・共通事項」に分け、港湾管理者が状況に応じてクルーズ船社に求める対応の詳細を記載した補足資料である。なお、函館港を発着港として利用する場合には、**特記条件**を設けているため留意するとともに、各種ガイドライン等の改訂や国際クルーズの再開等、今後の状況の変化に応じて、適宜、必要な見直しを行うものである。

1 岸壁予約時～入港前

(1) 必要情報の提供

- ※ 電話やメール等、提供方法は問わない。また、既存の資料で以下の情報を網羅するものがあれば、その資料を提供することでも可。
- ※ 同一年度に複数回の入港を予定している場合は、初回のみ情報提供すること。ただし、感染症を取り巻く状況や船内の感染症対策等に変更があった場合は再度情報提供すること。
- ア 休日・夜間にも対応できる関係者の緊急連絡先・対応体制
- イ 乗下船時のスクリーニングや社会的距離の確保の方法
- ウ 運航時の船内の感染症対策
- エ 運航時の船内のウイルス検査機器、医療体制、隔離用エリアの確保状況
- オ 感染者が発生した場合の港湾管理者および保健所への連絡方法・通信環境
- カ 感染者が発生した場合に保健所による積極的疫学調査に必要な情報（乗客・乗員の「氏名」、「性別」、「住所」、「本人と連絡可能な電話番号」、「生年月日」、「既往歴」、「濃厚接触状況および最終接触日等」（以下「調査対象者情報」という。))を提供できる体制
- キ **特記条件** 乗船受付会場から船までの動線予定図

(2) 入港前の調整・情報共有等

ア 入港に向けた調整

- 港湾管理者等により課題や疑問点が指摘された場合は、指摘に対する回答期限を遵守し、すみやかに解決・解消に向け調整を行うこと。
- 函館市域および周辺地域における感染症の発生状況や医療機関等の状況等を鑑み、港湾管理者が受入不可や感染者等の陸上隔離要請の拒否、一部制限付きの受入等が必要と判断した場合は、その求めに応じて航路変更等を含んだ調整を行うこと。

イ 入港前の情報共有等

- 港湾管理者が行う周辺住民向け広報への最大限の連携・協力
- 入港予定日の約1週間前における船社や船内の状況報告
- 次港を函館港として航行開始してから入港予定日当日までの間に有症者や感染者が発生した場合の港湾管理者・保健所への連絡

2 運航中

各種ガイドライン等を遵守しつつ、以下の感染症対策に取り組むこと。

(1) **乗下船時のスクリーニング等の徹底**（帰船や再乗船，一時上陸等も含む）

ア 函館港着岸後は，船内のサーモグラフィ等により体温測定を行ったうえで乗下船させること。

イ **特記条件** 函館港を発着港として利用する場合は，乗下船前に乗客・乗員の健康状態について十分把握し，船内のサーモグラフィ等により体温測定を行ったうえで乗下船させること。また，乗船前のウイルス検査や体温測定，健康質問票提出の結果，乗船を拒否する場合の説明をはじめとする乗客対応は船社で責任をもって行うこと。

(2) **社会的距離の確保**

ア **特記条件** 乗船時は，乗船受付会場内やその周辺，船までの動線上や岸壁において乗客が密集することのないよう，港湾管理者や会場となる施設等と調整のうえ，集合時間や乗船受付時間を分散させること。

イ 下船時は，港湾管理者と調整のうえ下船時間を分散させるとともに，バス・タクシー乗り場等の周辺についても乗客が密集することのないよう，必要に応じて下船人数の制限等の調整を行うこと。

(3) **消毒・換気等の実施**

ア **特記条件** 乗船受付会場内の消毒・換気については，事前に港湾管理者や会場となる施設等と調整を行うこと。

イ 岸壁等において，船社がクルーズ運航のために占有的に使用する部分がある場合は，船社がその消毒に係る費用を負担すること。

(4) **その他**

ア クルーズ船の運航に関係する全ての事業者等に対して，マスク着用や消毒をはじめとする感染防止策を講じるように指導すること。

3 有症者発生時

各種ガイドライン等による対策の実施のほか，次港を函館港として航行中の船内や函館港着岸後の船内外において有症者が発生した場合は，以下の対応を実施すること。

(1) 有症者が発生した場合は，直ちに港湾管理者に連絡すること。その際，有症者および想定される濃厚接触者の人数規模についても情報提供すること。

(2) ウイルス検査を行い陽性結果が出た場合は，直ちに「**4 有症者の感染確定時**」に記載する対応を実施すること。

(3) 有症者発生が着岸後の船外である場合は，有症者を帰船させたうえで船内隔離すること。その際の移動手段等の手配や費用負担については，船社と乗客の間で調整すること。

(4) 着岸後の船外で有症者が発生したものの，何らかの理由で帰船が難しく船外でウイルス検査を受ける必要がある場合は，検査結果が出るまでの対応について受診先の医師等の指示に従わせるとともに，有症者等の所在や状態を把握できる体制をとること。また，受診から検査結果が出るまでの経過についても，逐次港湾管理者に報告すること。

(5) 船外でのウイルス検査後に帰船させる場合における移動手段等の手配や費用負担については，船社と乗客の間で調整し，帰船が困難である場合の対応も船社と乗客で調整すること。

4 有症者の感染確定時

各種ガイドライン等による対策の実施のほか、次港を函館港として航行中の船内や函館港着岸後の船内外において感染者が発生した場合は、以下の対応を実施すること。

- (1) 感染者が発生した場合は、直ちに港湾管理者および保健所に連絡すること。その際、感染者および想定される濃厚接触者の人数規模や、船内の濃厚接触が起こりうる場所の位置情報および座席間隔がわかる配置情報等が記載された船内図についても情報提供すること。
- (2) 感染者と逐次連絡がとれる体制を確保すること。
- (3) 感染者や濃厚接触者、他の乗客・乗員の船内待機、隔離、搬送、下船等については、保健所の指示に従うこと。また、調査対象者情報を確実に取得し、遅滞なく（遅くとも検査結果判明から数時間以内に）保健所に提供すること。
- (4) 保健所が乗船して調査や検査等を行う場合は、その指示に従うこと。
- (5) 感染者や他の乗客等の搬送が必要な場合であって、保健所が指示する移動手段の手配が必要な時は、その手配や費用負担について船社と乗客で調整すること。また、搬送時の動線については、港湾管理者や保健所の指示に従うこと。
- (6) 陰性の濃厚接触者を下船させる場合は、
 - ・ 公共交通機関を利用せず移動し、移動中のマスク着用や手洗い・手指消毒を徹底すること
 - ・ 帰宅後14日間は人との接触を避けること
 - ・ 保健所の調査に全面的に協力すること等が求められるため、必要に応じて資料を渡す等して、その旨を説明すること。移動手段の手配や費用負担については、船社と乗客で調整すること。また、下船時の動線や移動ルートは可能な限り最短とし、港湾管理者や保健所の指示に従うこと。
- (7) 陰性の濃厚接触者のうち、帰宅できないため宿泊施設等までの移動手段が必要な場合、船社はそれらを斡旋するとともに、費用負担については船社と乗客で調整すること。なお、この際の下船時の動線および移動ルートも港湾管理者や保健所の指示に従うこと。
- (8) **特記条件** 函館港を最終港として入港した場合、感染者および濃厚接触者以外の乗客は、保健所の手配のもと、周辺において混乱が生じないように、港湾管理者をはじめとする関係者と調整したうえで下船させること。加えて、下船した乗客も移動中のマスク着用および手洗い・手指消毒を徹底することや、保健所の調査対象となった場合は全面的に協力すること等が求められるため、必要に応じて資料を渡す等して、その旨を説明すること。
- (9) **特記条件** 函館港を最終港として乗客が下船し、クルーズが終了した後に感染者が判明した場合は、濃厚接触者を把握するほか、乗客への連絡や保健所への調査対象者情報の提供など、調査に可能な限り協力すること。また、感染者判明から対応が完了するまでの経過についても、逐次港湾管理者に報告すること。
- (10) 感染者発生に係る広報については、保健所および港湾管理者等と連携しながら、当事者として最大限の対応を行うこと。また、メディアや乗客・乗員の家族、支援者等からの各種問合せに対応できる電話体制を必要に応じて整え、港湾管理者に適宜状況報告するとともに、その費用を負担すること。
- (11) 船内で大規模クラスター感染等が発生し、感染者の搬送や乗客等の下船の際に安全やプライバシー確保が必要な場合は、そのための誘導員やマスクミを制御する

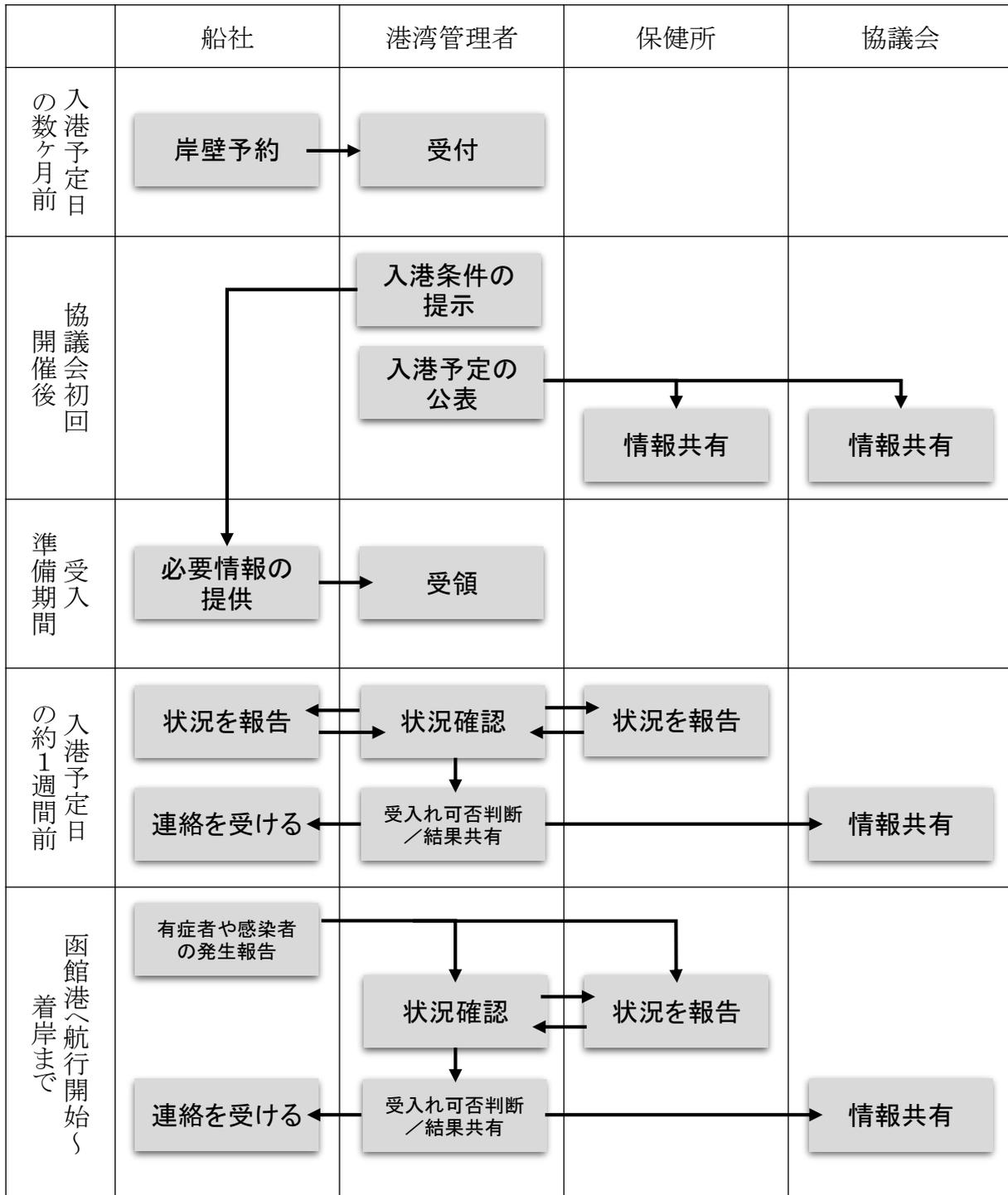
人員等を手配するとともに費用も負担すること。

- (12) 船内で大規模クラスター感染等が発生し、外部の医療関係者等が活動のために船内の場所や物品等の提供を必要とする場合、その対応は船社が行うこととし、費用も負担すること。
- (13) 船内で大規模クラスター感染等が発生し、船社が岸壁や周辺施設等を占有的に使用した場合、使用した部分の消毒について港湾管理者と調整するとともに、費用も負担すること。
- (14) 船内で大規模クラスター感染等が発生した場合の、乗客・乗員への差入れ物資等の供給拠点の確保、船や岸壁への来訪者対応、船舶の通信環境改善など、感染確定後から出港までの間に必要な措置に係る人員は船社が派遣することとし、費用も負担すること。

5 その他・共通事項

- (1) 各段階において安全・安心なクルーズ船の運航に努め、本資料に記載のない事柄や想定を超える事態が発生した場合も、状況に応じて調整等を行い、誠意をもって対応すること。
- (2) 船内で大規模クラスター感染等が発生することも想定し、乗客・乗員または双方への乗船前ウイルス検査や船内でのウイルス検査を実施するなど、可能な限り感染リスク低減を図ること。
- (3) 調査対象者情報は、クルーズ終了後も港湾管理者の求めに応じて提供できる体制とすること。
- (4) 有症者や感染者が乗員だった場合は、船社が責任をもって各種対応を行うこと。
- (5) 入港前後を問わず、港湾管理者より着岸岸壁の変更指示がある場合は従うこと。また、感染症の対応のために出港が遅れた場合、それに伴って発生する港湾施設使用料は減免の対象とならないことを予め了承すること。
- (6) 離岸時間の延長等が必要な場合は、速やかに港湾管理者と協議すること。
- (7) 有症者や感染者が発生した場合、医療費が不払いにならないよう船社が対象者へ必要に応じて説明すること。
- (8) 船内で発生する廃棄物については、排出場所や排出された状況に応じて、法令に則り適正に処理すること。

国内クルーズ船受入までの今後の流れ



※ 協議会の開催頻度については、初回の開催とクルーズ受入再開前の関係者による情報伝達訓練の実施を想定。今後はメーリングリストを用いた情報共有を主とし、協議会は外国船社の寄港が想定された時等に開催。

連絡先名簿作成について

連絡先名簿作成のため、以下の情報をお知らせください。

団体名／社名	
担当部署名（あれば）	
役職名	
担当者氏名	
電話番号 （平日の日中）	
電話番号 （夜間・土日祝日）	
FAX 番号	
電子メールアドレス	

※ 情報共有や各種連絡は、メーリングリストを用いた連絡を基本とすることから、事務局の作業節減のため、特別な事情がない限り電子メールアドレスのご提供にご協力をお願いいたします。

※ 実際の連絡網（第一報が誰から誰に入るのか等）については、船社とも調整が必要なため、今後、皆様にもご相談のうえ作成します。

《送付先》

函館港クルーズ船受入協議会 事務局

（函館市港湾空港部港湾空港振興課）

メール： port-dev@city.hakodate.hokkaido.jp

FAX： 0138-26-2656

3月31日（水）までにお送りいただきますよう、お願い申し上げます。